

広島県訓令第八号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第九号及び第十号を次のように改める。

九 土木建築局長

十 都市建築技術審議官

第一条の二第二項第十号から第十二号までを次のように改める。

十 土木建築局土木建築総務課長

十一 土木建築局道路河川管理課長

十二 土木建築局都市計画課長

第一条の三第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 土木建築局長

十 都市建築技術審議官

第一条の四第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 土木建築局長

十 都市建築技術審議官

第二条第一項第八号及び第九号を次のように改める。

八 土木建築局長

九 都市建築技術審議官

第二条第二項第十号及び第十一号を次のように改める。

十 土木建築局港湾振興課長

十一 土木建築局都市計画課長

第三条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 土木建築局長

四 都市建築技術審議官

第三条第二項第二号から第四号までを次のように改める。

二 健康福祉局医療介護計画課長

三 土木建築局道路整備課長

四 土木建築局都市計画課長

第十三条第一号を次のように改める。

一 健康福祉局医療介護人材課長

第十四条から第二十条までを次のように改める。

第十四条から第二十条まで 削除

第二十一条第二項第三号を次のように改める。

三 健康福祉局医療介護計画課長

第二十九条第一項中「土木局長」を「土木建築局長」に改め、同条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 土木建築局道路河川管理課長

四 土木建築局河川課長

第三十条から第三十二条までの規定中「土木局空港港湾部長」を「土木建築局空港港湾部長」に改める。

第三十三条第七号から第十号までを次のように改める。

七 土木建築局長

八 土木建築局建設企画部長

九 都市建築技術審議官

十 土木建築局建築技術部長

第三十四条第一項中「都市技術審議官」を「都市建築技術審議官」に改め、同条第二項第四号から第六号までを次のように改める。

四 土木建築局土木建築総務課長

五 土木建築局道路河川管理課長

六 土木建築局都市計画課長

第三十五条第一号及び第二号を次のように改める。

一 都市建築技術審議官

二 土木建築局建築技術部長

第三十五条第四号を次のように改める。

四 農林水産局就農支援課人・農地担当監

第三十五条第六号から第八号までを次のように改める。

六 土木建築局都市計画課長

七 土木建築局下水道公園課長

八 土木建築局建築課長

第三十六条中「都市技術審議官」を「都市建築技術審議官」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。